

令和4年度 第1回 岡崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会議事録

日 時 : 令和4年4月28日(木) 午後2時～午後3時

場 所 : 岡崎市役所西庁舎7階 701号室

出席委員 : 牛田会長、高村委員、若山委員、織田委員、牧野委員、鈴木委員、
阿部委員、原田委員、澤田委員、伊藤委員、清水委員、山内委員、
村井委員、柴田委員

欠席委員 : 織田委員、鷺山委員

事務局 : 中根長寿課長、坂田介護保険課長、齊藤ふくし相談課長、
藤谷長寿課副課長、神尾介護保険課副課長、山下ふくし相談課副課長、
鈴木長寿課主幹、寺西施策係長、山本予防係長、勝田地域支援係長、
尾方地域支援係主事

傍聴者 : なし

1 長寿課長挨拶

2 会長挨拶

3 議事

- (1) 高齢者在宅福祉サービスの実施状況について・・・・・・・・・・資料1
- (2) 令和4年度新規・重点事業について・・・・・・・・・・資料2

3 議事

議事(1)「高齢者在宅福祉サービスの実施状況について」を勝田地域支援係長が説明

【主な意見・質疑応答】

若山委員 : 市民には「高齢者のサービスガイド」という冊子で事業の案内をしている
と思います。おむつ券の助成対象について、資料1には「40歳以上」と記載
がありますが、サービスガイドには書いてありません。

事務局 : サービスガイドには「40歳以上」とは記載していませんが、「要介護3・
4・5の認定を受けている」と記載しています。

若山委員 : 40歳以上65歳未満の方で介護認定を受けている人ということですか。

事務局 : はい。2号被保険者の方で介護認定を受けている方は対象となります。

若山委員 : サービスガイドにはそのように書いてないので分からないと思います。「2
号被保険者で、かつ、特定疾病により要介護3・4・5の認定を受けている
人」とはっきり記載すべきではないでしょうか。

事務局 : 分かりやすい記載の仕方を検討させていただきたいと思います。

若山委員 : 緊急通報装置について固定電話のみとなっていますが、携帯電話は対象に
ならないのでしょうか。今は固定電話がない方も多く、現状に合っていない
のではないのでしょうか。

事務局：この緊急通報装置は固定電話に取り付ける装置となっています。近隣では名古屋市が携帯電話を主流としたサービスを提供していますが、本市では固定電話のみとなっており、検討課題となっています。

若山委員：これはかなり前からある問題だと思います。早く改善するように努めてください。

牛田会長：事務局はどういった形で今後検討していくのか、今後の会議において報告するようお願いします。

また、サービスガイドについては、詳細に記載することによってかえって分かりにくくなる面もあるので、簡略な記載の方がよいのか、誤解が生じないように具体的に明記した方がよいのか、事務局でしっかりと検討してください。

議事(2)「令和4年度新規・重点事業について」を山本予防係長、寺西施策係長、齊藤ふくし相談課長が説明

【主な意見・質疑応答】

若山委員：個人賠償責任保険については、「高齢者のサービスガイド」に記載されているのでしょうか。また、個人賠償責任保険は、何に対して保険金が支払われるのでしょうか。

事務局：サービスガイドの19ページ「認知症等の症状による行方不明等に備える」の中の表中イに記載しています。「日常生活における偶発的な事故で法律上の損害賠償責任を負った場合」と説明書きがあります。具体的な事例としては、数年前に大府市であったように、誤って線路に入ってしまったて電車を止めてしまい損害賠償が発生したというような場合に支払われます。

若山委員：そのあたりが分かりにくいと思います。「不測の事態に備えて」と説明されると、本人が車にはねられてケガをした場合に支払われるものと思ってしまうそうです。

事務局：対象者にお渡ししているチラシには、具体的に記載して誤解のないよう説明させていただいております。

若山委員：サービスガイドには少ししか記載がないので、もっとしっかり書かないと分からないと思います。

位置情報検索サービス導入費の助成についてはいいことだと思いますが、この機器はいくらくらいで、何%くらいの補助が受けられるのでしょうか。

事務局：機器はいろいろなタイプがあって価格も様々ですが、上限として1万円までの補助が受けられます。

若山委員：上限1万円は分かりましたが、実質としてどれくらいの補助となるのですか。

事務局：4、5千円の機器であれば10分の10の補助となります。

若山委員：4、5千円のものもあるのですね。それならば補助ではなく、市で購入して配付した方がよくないですか。自分で購入するよりも、市から機器をもらえる方が利用する人が多くなると思います。

事務局：いろいろな事業者で様々なタイプの機器がありますので、利用者にあったものを選択していただくため、補助制度としています。また、補助は初期費用のみで利用料など継続してかかる費用もありますので、利用者の方に選択していただくようになっています。

若山委員：高齢者も携帯電話を持っています。アプリの開発ではいけないのでしょうか。厚生労働省ではアプリを開発しています。市で専用のアプリを作ればいいのではないのでしょうか。

次に、介護保険等実態調査について、調査対象は全員なのでしょうか。

事務局：無作為抽出による調査となります。

若山委員：統計的にどれくらいの調査件数が必要となるのでしょうか。調査件数が少なければ統計学的に有意なものかどうかも分かりません。また、在宅介護サービス事業者とありますが、これは誰が回答するものですか。施設長ですか、介護職員ですか。誰が回答するかによって、全然違うものになると思います。

事務局：具体的な調査件数や調査方法はこれからの検討になります。事業者には事業所宛に調査依頼をしますので、管理者が記入するケースが多いかと思えます。

若山委員：それではだめだと思います。誰が記入するかを決めておかないと、この事業所は施設長が回答して、この事業所は介護職員が回答してでは、回答のレベルが揃わないと思います。それでは統計として意味がないと思います。

事務局：方法の1つとして検討させていただきたいと思います。仮に記入者を指定するならば、管理者に記入を依頼することになるかと思えます。

若山委員：私は管理者ではだめだと思います。管理者は経営者なのでバイアスがかかると思います。調査は記名ですか。

事務局：無記名です。

若山委員：どの事業所から提出があったかチェックはしないのでしょうか。

事務局：調査への協力は任意ですので、どの事業所から提出があったかをチェックするとか、未提出の事業所へ催促するとかは行いません。

若山委員：それでは回答率が低くなって、調査の意味がなくなるのではないのでしょうか。

事務局：前回調査では、居宅介護支援事業者は77%、在宅介護サービス事業者は75%となっており、回答率は低いと思います。

若山委員：若年者はどうですか。

事務局：若年者は、無作為抽出で2,000人の方に調査票を配布し、回収率47.4%となっています。

若山委員：調査に当たって、抽出条件やどれくらいの調査件数であれば統計的に正し

いのか見解を出してください。

事務局：承知しました。この調査につきましては、10月の会議で議題とさせていただき予定ですので、よろしくお願いいたします。

牛田会長：位置情報検索サービスについては、サービスガイドに電車のイラストがあり、大府市の事例を知っている方には損害賠償責任保険であることが伝わるかもしれませんが、知らない人には分からないと思います。また、アプリという御提案がありました。補助制度とは別の手法ですが、認知症高齢者のためのより良い環境づくりという意味で貴重な御意見だと思います。

次に、介護保険実態調査については、調査項目の議論も大事ですが、それ以前に、調査対象をどう選定するか、回収率をどう考えるか、そして最終的な調査結果を分析するという流れになっていきます。調査の仕方が不十分な場合は、調査結果をどれだけ議論しても偏ってしまう可能性がありますので、10月の会議で調査を実施する前にしっかりと議論したいと思います。

他に御意見、御質問のある方はお願いいたします。

清水委員：サービスガイドについて、私も高齢者の方から相談を受ける際にこのサービスガイドを利用させていただいています。確かにしっかり明記することも必要なことではあるかと思いますが、認知症の方やその御家族の方は、地域包括支援センターやケアマネジャーに御相談されるため、本人たちが直接このサービスガイドを読んで判断することはないと思います。民生委員やケアマネジャーなど相談を受けた側がこのサービスガイドを使って、どのようなサービスがあるか案内のために活用していると思います。大府市の事例など詳細まで記載するようになると、1つ1つの制度が複雑で情報量が多いので、このような薄い冊子では収まらないと思います。詳細な説明は専門のケアマネジャーや民生委員が行いますので、説明をさせていただく側としては入口ではこれくらいの情報量が妥当ではないか、サービスガイドはどのようなサービスがあるか入口の案内のための資料というスタンスでよいと思います。

牛田会長：貴重な御意見をありがとうございます。事務局は、多角的な視点で検討するようにしてください。

伊藤委員：実態調査について、介護人材の不足などが問題となっている中、事業収支や経営の部分を経営者が回答するのは妥当だと思いますが、介護現場の負担感や実際に従事している介護職員の本音を把握するために、誰をターゲットに調査を実施するかというお話がありました。私自身は管理者という立場になりますが、行政が介護サービス事業所の実情を吸い上げたいということであれば、御協力させていただきたいと思います。

牛田会長：ありがとうございます。事務局は、どのように調査を実施するとよいのか、よく検討して準備してください。